

(3) 航空機騒音

事業実施想定区域の北側には、海上自衛隊下総航空基地（下総飛行場）が立地しています。飛行場の周辺地域では航空機騒音による生活環境への影響が生じていることから、千葉県によって昭和 61 年から固定測定局による航空機騒音の常時監視が開始され、平成 3 年 11 月には飛行場周辺で航空機騒音の影響を強く受ける地域が環境基準の適用地域に指定されました。

事業実施想定区域及びその周囲における平成 27 年度の航空機騒音の調査結果は表 3.1-8 に、調査地点は図 3.1-13 に示すとおりです。環境基準の達成状況をみると、飛行コース直下の福太郎アリーナにおいて、環境基準が非達成となっています。

表 3.1-8 下総飛行場に係る航空機騒音調査結果(平成 27 年度)

区分	No.	市名	調査地点名	騒音区域 ^{注1)}	環境基準の類型 ^{注2)}	年間L _{den} 推計値 ^{注3)}	環境基準達成状況 ^{注4)}
固定局 南側	1	鎌ヶ谷市	初富局(初富小学校)	—	I	51	○
実態 調査 北側	2	松戸市	松戸市 クリーンセンター	—	—	40	—
実態 調査 南側	3	鎌ヶ谷市	福太郎アリーナ	1	I	58	×
	4	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷小学校	—	I	32	○
	5	白井市	富士地区消防小屋	—	I	35	○
	6	鎌ヶ谷市	わたなべ幼稚園	—	I	49	○
	7	船橋市	咲が丘小学校	—	I	43	○
	8	鎌ヶ谷市	東部学習センター	—	—	43	—

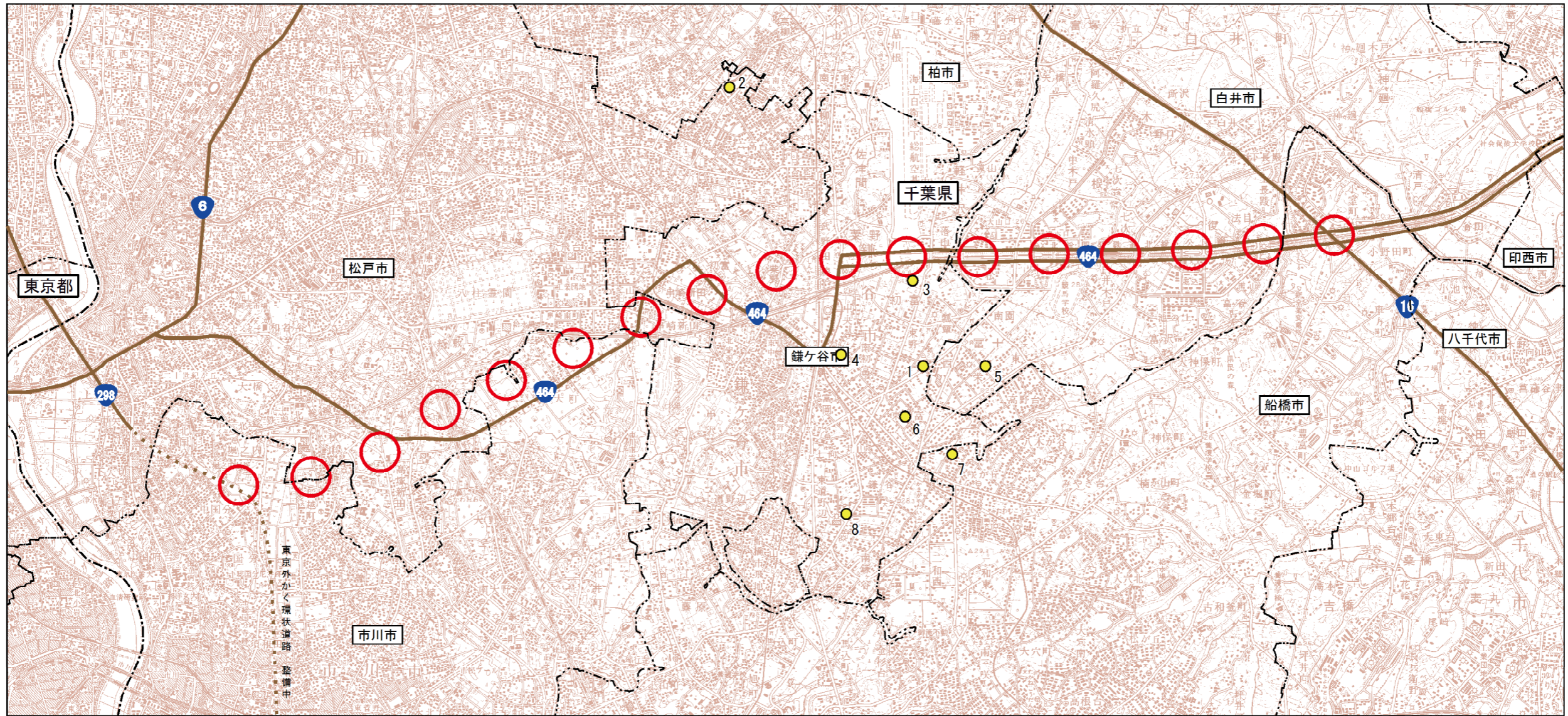
注1)騒音区域は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)の第4条に規定する第1種区域をいう。

注2)環境基準の類型は、航空機騒音に係る環境基準に定める地域の類型をいう。—は、環境基準の指定地域外を示す。

注3)固定測定局 (No.1) の「年間L_{den}推計値」には、年間L_{den}実測値を記入。

注4)環境基準(57デシベル)以下の場合には○、超過している場合には×で示している。また、—は、環境基準の指定地域外を示す。

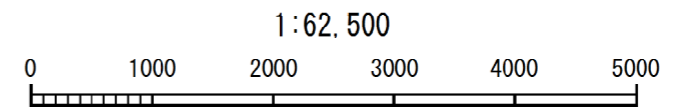
出典：「平成27年度航空機騒音の環境基準達成状況について」(平成28年11月 千葉県環境生活部大気保全課)



凡例

記号	名称
○ ○ ○	事業実施想定区域
-----	都県界
-----	市区界

● 航空機騒音調査地点



出典：「平成27年度航空機騒音の環境基準達成状況について」（平成28年11月 千葉県環境生活部大気保全課）

図 3.1-13 航空機騒音調査地点(平成27年度)

4) 振動の状況

事業実施想定区域及びその周囲における道路交通振動の調査結果は表 3.1-9 に、調査地点は図 3.1-14 に示すとおり 6 地点あり、そのうち 5 地点が第 1～2 種区域になっています。

調査結果をみると、第 1～2 種区域の 5 箇所の全てが要請限度値を下回っています。

表 3.1-9 道路交通振動測定結果 (80%レンジ上端値、平成 27 年度)

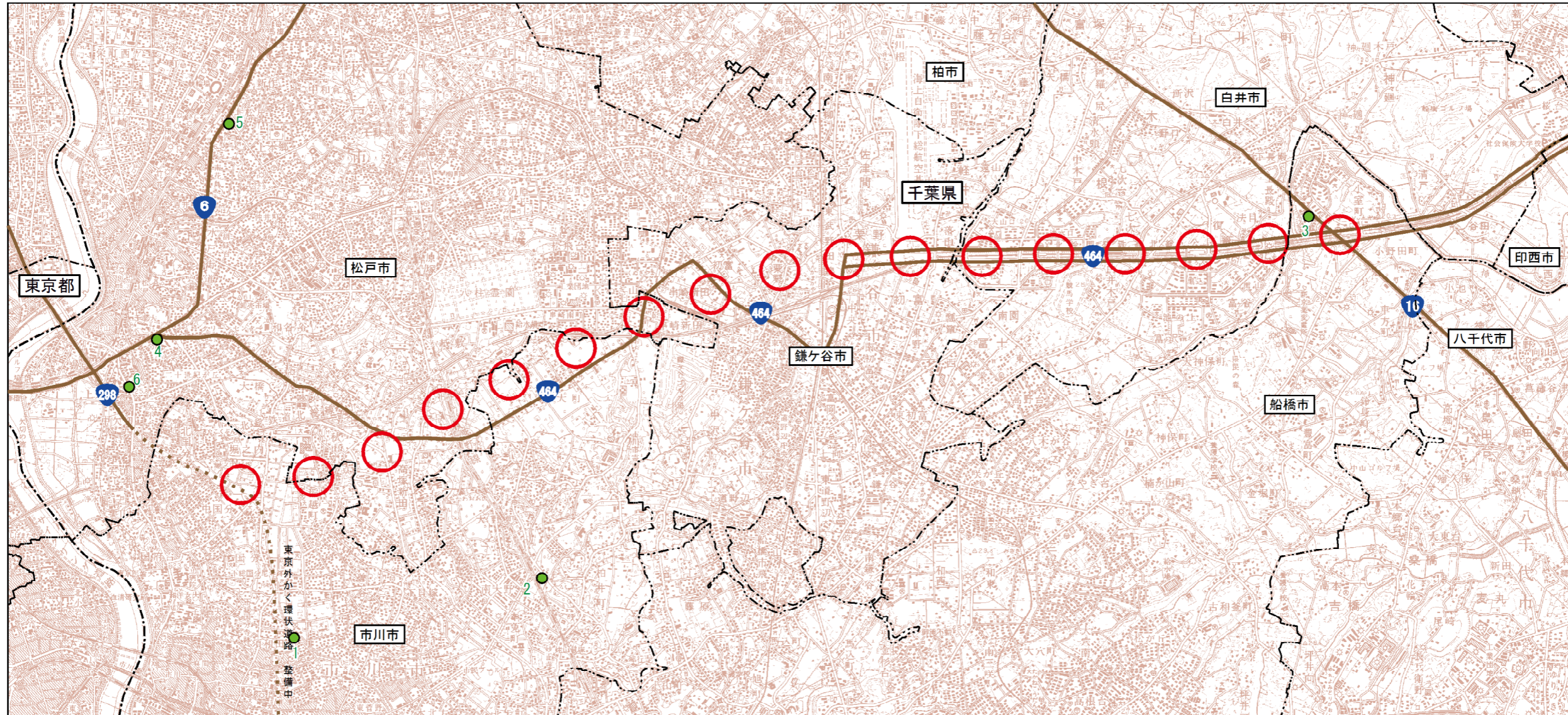
地点	道路名	測定場所	区域の区分	振動レベル (デシベル)		要請限度判定 ^{注2)}
				昼間 ^{注1)}	夜間 ^{注1)}	
1	県道 264 号 (高塚新田市川線)	市川市国分 1-761-1	1	46	39	○
2	県道 9 号(船橋松戸線)	市川市柏井町 3-102-3	0	43	37	—
3	一般国道 16 号	船橋市小室町 902	1	59	57	○
4	一般国道 6 号	松戸市松戸 558-2	1	54	53	○
5	一般国道 6 号	松戸市上本郷 2234-5	2	47	46	○
6	市川松戸線	松戸市上矢切 299-1	1	49	45	○

注1)昼間の時間区分は8:00～19:00、夜間の時間区分は19:00～8:00である。

注2)各区域区分において、振動レベルが以下に示す要請限度以下の場合は○、超過している場合は×を示す。—については、区域の区分0のため、判定から外している。

- ・区域の区分1：第1種区域（昼間65デシベル、夜間60デシベル）
- ・区域の区分2：第2種区域（昼間70デシベル、夜間65デシベル）
- ・区域の区分0：区域外

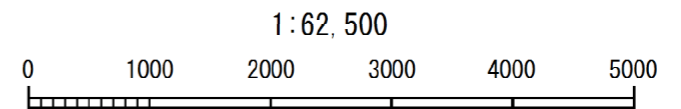
出典：「平成28年版 環境白書」（平成29年3月 千葉県環境生活部環境政策課）



凡例

記号	名称
○ ○ ○	事業実施想定区域
-----	都県界
-----	市区界

● 道路交通振動調査地点



出典：「平成28年版 環境白書」（平成29年3月 千葉県環境生活部環境政策課）

図 3.1-14 道路交通振動調査地点（平成27年度）

3.1.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

1) 水象の状況

事業実施想定区域及びその周囲における主な河川は表 3.1-10(1)～(2)に、河川や池等の位置は図 3.1-15 に示すとおりです。

事業実施想定区域及びその周囲には、利根川水系に属している国分川及び大津川等が存在しています。

表 3.1-10(1) 事業実施想定区域及びその周囲の河川

種別	河川名	指定延長	種別	河川名	指定延長	
1 級河川	新川 <small>(印旛放水路)</small>	右左岸 18,960m	1 級河川	横六間川	右左岸 250m	
	桑納川	右左岸 5,400m		坂川	右左岸 15,382m	
	神崎川	右左岸 14,560m		新坂川	右左岸 6,000m	
	二重川	右左岸 6,410m		樋古根川	右左岸 750m	
	法目川	右左岸 1,450m		派川坂川	右左岸 140m	
	富ヶ沢川	右左岸 510m		真間川	右左岸 8,500m	
	野口川	右左岸 400m		国分川	右左岸 5,560m	
	七次川	右左岸 740m		春木川	右左岸 2,210m	
	大津川	右左岸 7,900m		国分川分水路	右左岸 3,362m	
	江戸川	左岸		53,250m	大柏川	右左岸 5,976m
		右岸		3,500m	派川大柏川	右左岸 1,580m
六間川	右左岸 3,375m	石神川	右左岸 1,550m			

出典：「千葉県千葉土木事務所管内図」（平成27年3月、千葉県千葉土木事務所）
「千葉県葛南土木事務所管内図」（平成28年4月、千葉県葛南土木事務所）
「千葉県東葛飾土木事務所管内図」（平成26年10月、千葉県東葛飾土木事務所）
「千葉県柏土木事務所管内図」（平成26年3月、千葉県柏土木事務所）
「千葉県印旛土木事務所管内図」（平成29年3月、千葉県印旛土木事務所）
「河川資料コーナー」（平成29年3月現在、千葉県ホームページ）

表 3.1-10(2) 事業実施想定区域及びその周囲の河川

種別	市名	河川名	指定延長
準用河川	船橋市	木戸川	右左岸 2,700m
		長津川	右左岸 898m
		長津川支川	右左岸 370m
	松戸市	みさき川	右左岸 797m
		春木川	左右岸 1,167m
		上大津川	右左岸 246m
	柏市	上大津川	右左岸 3,200m
		上大津支川	右左岸 160m
	鎌ヶ谷市	根郷川	右左岸 1,528m
		中沢川	右左岸 2,912m
		二和川	右左岸 3,935m
大津川		左右岸 1,290m	

出典：「千葉県千葉土木事務所管内図」（平成27年3月、千葉県千葉土木事務所）
「千葉県葛南土木事務所管内図」（平成28年4月、千葉県葛南土木事務所）
「千葉県東葛飾土木事務所管内図」（平成26年10月、千葉県東葛飾土木事務所）
「千葉県柏土木事務所管内図」（平成26年3月、千葉県柏土木事務所）
「千葉県印旛土木事務所管内図」（平成29年3月、千葉県印旛土木事務所）

